



## 農薬なのに農薬ではない？

輸入作物が日本に入ってくるまでには、輸送のために多くの時間が必要になります。

輸送途中での害虫やカビなどの被害防止・腐敗防止・発芽抑制などの目的で使用されているのが、ポストハーベスト農薬です。ポストは「後」ハーベストは「収穫」を意味します。

1970年代、アメリカから輸入されたオレシヤレモンに、日本で使用が認められていなかった防カビ剤OPP（オルト・フェニル・フェノール）が検出されて、廃棄処分になるといふ事件がありました。



写真ノ輸出用小麦に馬拉ソンやスミチオンなどの農薬を振りかけている所「ポストハーベスト農薬汚染」（日本子孫基金）から転載

日本では、農薬は作物をつくるときに使うもので、収穫後に農薬を散布する、ポストハーベストという概念がありませんでした。しかし、外国からの農産物の輸入が多くなると、日本との基準のずれが明確になってきました。

アメリカなどの輸出国からは、日本の基準が貿易障害を引き起こしていると、規制緩和を求める圧力が強くなってきました。

その結果、ポストハーベスト農薬を農薬ではなく、食品添加物として規制するにしました。収穫後の農作物を「食品」として分類して、外国では農薬として使用されているものが、日本では食品添加物として扱われることになったのです。

発ガン性が指摘されていたにもかかわらずOPPは、FAO（国連食料農業機関）で使用が認められているとのアメリカの主張通り、食品添加物（保存料・防カビ剤）として使用が認められました。TBZ（チア・ベンダ・ソール）も同様です。

1985年、貿易摩擦解消のために、農・畜産



上ノ収穫後のリンゴにかけられるポストハーベスト農薬（アメリカ）下ノポテトチップ用の冷凍ポテトでもポストハーベストが心配される。

物の輸入が全面開放になりました。

食品添加物の種類も飛躍的に増えたことから、1995年、厳しい毒性試験の結果、指定添加物348品目が認可されました。農薬も残留基準値を定めたものが、1991年の26種類から、1999年までに199種類に増えていきます。

中には、それまで危険との判断で使用が認められていなかったものや、BHA（ブチ・ヒドロキシ・アニソール・酸化防止剤）のように発ガン性が指摘され、一時使用禁止になったものが撤回されて、現在でも使用されているものがあります。

また、日本で除草剤として使用されるクロロプロファムは、外国ではジャガイモの発芽抑制剤として、ポテトチップスなどに利用される品種に、直接散布されています。

クロロプロファムは、現在でも国内のイモや野菜では、残留基準が0.05ppmになっていますが、輸入される冷凍ジャガイモに関しては、WTO（世界貿易機関）協定に準じて、1000倍の50ppmに引き上げられています。

このように毒性が心配されるポストハーベストですが、悪いことばかりではありません。

ナッツ類やトウモロコシなどに発生するカビの中にはマイコトキシンやアフラトキシンという強い発ガン性の物質をつくるものがあります。

ポストハーベスト農薬を使用することによって、その発生を間違いなく防除しているというプラス面があることも、あわせて紹介しておきます。